

八女市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

令和4年7月5日
八女市農業委員会

農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、八女市農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

記

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消面積 3.4ha/年

【目標設定の考え方】

令和3年度農地パトロールにおける緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積とした。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な取り組み方法

農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携を取り、農地パトロール等により遊休農地の状況を把握し、所有者へ相談・指導を行うとともに、利用意向調査を実施し農地中間管理機構への貸し付けを促す等、一層の遊休農地解消を図る。併せてB分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手へ農地利用集積目標 76ha/年

【目標設定の考え方】

管内の農地面積6,450haに対して、これまでの集積面積2,789ha、集積率43.2パーセントである。単年度で目標達成可能な面積として過去5年間の新規集積面積の平均である76haを農地利用集積の目標に設定した。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な取り組み方法

地域の農地利用の状況を踏まえ、市と連携のもと、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用も検討し、併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取組を推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 25件／年

【目標設定の考え方】

第5次八女市総合計画では、令和7年度における新規就農者数の目標数値を25件／年としていることから、各年度の目標数値を25件とした。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

農業委員会は、各種補助制度や有利な融資制度に関する情報の他、農地に関する情報を提供する役割を担うことから、市、JA、農業改良普及センター等関係機関と連携し、就農候補地の斡旋や農地所有者との架け橋となるよう支援活動を行うことにより、新規参入の促進を図る。

4 その他

本指針は農地等の利用の最適化の推進状況により、必要に応じて目標数値の見直しを行う。